

学校法人京都成安学園

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画案

学校法人京都成安学園は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性が長期的に活躍できる雇用環境の整備をはかるため、以下の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間

2. 課題

- (1) 専任教育職員における女性の割合が低いこと。
- (2) 専任事務職員における女性管理職の割合が低いこと。
- (3) 必ずしも制度的に女性が働きやすい就業環境とはなっていないこと。

3. 目標

目標 令和7年度末までに管理職における女性の割合を約20%まで引き上げる。

上記を計画期間後に達成すべき到達目標とし、課題に対する小目標を立てる事で到達目標までの道筋を明らかにするものとする。

課題(1)に対して

令和7年度末までに、大学部門における専任教育職員数に占める女性の割合を20%まで引き上げる。

課題(2)に対して

令和7年度末までに、大学部門における専任事務職員数に占める課長職以上の女性の割合を20%まで引き上げる。

課題(3)に対して

令和4年度中に女性が働きやすい環境を整えるために、就業規則等を変更し制度を整える。

4. 取り組み内容及び実施時期

【第1期】令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間

課題(1)に係る取り組み

- ・教育職員募集活動において、専任教育職員数に占める女性の割合が著しく低い事に鑑み、女性の専任教育職員数を増やすことを念頭においた募集活動を行う。
- ・女性が活躍できる職場であることを目に見える形でアピールし、女性の応募者を増やす。

課題(2)に係る取り組み

- ・課長補佐トライアル制度や研修機会等を設ける。
- ・課長補佐に対するメンタリングサポートや評価シートをもとに面談を実施する。

課題(3)に係る取り組み

- ・育児介護休業法改正に伴う規定の改正
- ・特別休暇に関する規定の改正
- ・在宅勤務に関する規定の改正

【第2期】令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間

課題(1)(2)に係る取り組み

第1期の取り組みの検証を行うとともに、成果が芳しくないときは、阻害要因を抽出するとともに取り組みを強化するための施策を検討し実施する。

課題(3)に係る取り組み

第1期で整備することとした制度が、当初目的の通り機能しているかについて検討を行う。必要に応じて、制度の修正等を行う。

5. 情報公開

労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間（健康管理時間）の状況